

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

(療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・自立生活援助・共同生活援助)

1 事業所・施設の名称	
2 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) ※有資格者35%以上 2 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) ※有資格者25%以上 3 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

4 社会福祉士等の状況	① 生活支援員等の総数 (常勤)	人	→	①に占める②の割合が 25%又は35%以上	有・無
	② ①のうち社会福祉士等 (※)の総数(常勤)	人	→		
※資格証の写しを添付すること。					
5 常勤職員の状況	① 生活支援員等の総数 (常勤換算)	人	→	①に占める②の割合が 75%以上	有・無
	② ①のうち常勤の者の数	人	→		
6 勤続年数の状況	① 生活支援員等の総数 (常勤)	人	→	①に占める②の割合が 30%以上	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の数(※)	人	→		
※実務経験証明書を添付すること。					

添付書類	○社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師の資格証写し((Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合) ○作業療法士の資格証写し(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型のみ)((Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合) ○実務経験証明書(参考様式8)(実務経験年数により(Ⅲ)を算定する場合) ○従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表(別紙2)
------	--

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。

3 ここでいう生活支援員等とは、

- 療養介護にあつては、生活支援員
- 生活介護にあつては、生活支援員又は共生型生活介護従業者
- 自立訓練(機能訓練)にあつては、生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者
- 自立訓練(生活訓練)にあつては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者
- 就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
- 就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員
- 自立生活援助にあつては、地域生活支援員
- 共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員(外部サービス利用型にあつては、世話人)